

政令番号265 テトラヒドロメチル無水フタル酸

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成30年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県						4.0E+2	400.0	400.0
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県						2.6E+1	26.0	26.0
6	山形県						4.5E+2	450.0	450.0
7	福島県						1.7E+3	1,706.1	1,706.1
8	茨城県	8.0E-1			0.8		1.1E+3	1,095.8	1,096.6
9	栃木県	2.6E+1			26.0		9.7E+2	974.0	1,000.0
10	群馬県						8.6E+1	86.0	86.0
11	埼玉県						1.4E+3	1,410.0	1,410.0
12	千葉県	6.8E+1			67.6		5.7E+4	57,140.0	57,207.6
13	東京都								
14	神奈川県	1.0E+1			10.0		3.7E+4	36,550.0	36,560.0
15	新潟県						4.3E+0	4.3	4.3
16	富山県	2.3E+1			23.0		2.1E+3	2,100.0	2,123.0
17	石川県								
18	福井県	2.7E+2			270.0		3.6E+3	3,600.0	3,870.0
19	山梨県	2.4E+2			240.0		5.8E+2	580.0	820.0
20	長野県						1.0E+3	1,036.0	1,036.0
21	岐阜県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
22	静岡県	8.0E+0			8.0		1.5E+3	1,504.0	1,512.0
23	愛知県	3.2E+1			32.0		2.3E+3	2,310.0	2,342.0
24	三重県	1.3E+0			1.3		2.0E+3	1,970.0	1,971.3
25	滋賀県						1.0E+3	1,036.0	1,036.0
26	京都府	8.0E+0			8.0		7.6E+2	763.0	771.0
27	大阪府						8.6E+2	860.0	860.0
28	兵庫県	1.3E+2			128.1		3.8E+3	3,827.0	3,955.1
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県						7.6E+2	760.0	760.0
33	岡山県						3.7E+1	37.0	37.0
34	広島県						1.2E+2	120.0	120.0
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.3E+1			13.0		6.0E+2	600.0	613.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県						9.7E+1	97.0	97.0
44	大分県								
45	宮崎県						2.0E+2	200.0	200.0
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.3E+2			827.8		1.2E+5	122,242.2	123,070.0

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。